

平成30年第2回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成30年 5月 2日 (水)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成30年 5月21日 (月) 14時32分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成30年 5月21日 (月) 15時40分宣告

5. 出席議員

1番	松 新 俊 典	8番	池 田 賢 治
2番	並 河 孝 成	9番	安 部 大 助
3番	西 尾 幸太郎	10番	平 田 文 夫
4番	中 濱 堯 介	13番	米 澤 壽 重
5番	柏 原 広 行	14番	井 尻 義 教
6番	村 上 三三郎		
7番	高 松 照 佳		

6. 欠席議員

11番 吉田 雅紀、12番 中島 謙二

7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	介護保険課長	藤 野 則 子
副広域連合長	山 内 道 雄	隠岐島前病院事務部長	天 草 巧
同	升 谷 健	隠岐病院事務部長	齋 藤 英 典
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	齋 賀 光 成
同	高 宮 克 彦	同 医事課長	山 崎 章
同	川 崎 康 久	消 防 長	久 永 吉 人
事務局長	野 津 信 吾	同 次 長	藤 田 正 峯

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美

9. 会議録署名議員

7番 高 松 照 佳 8番 池 田 賢 治

10. 議事日程 別紙のとおり

11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 該当なし

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

同意第2号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について

議第 2 4 号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例

議第 2 5 号 平成 3 0 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

議第 2 6 号 平成 3 0 年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 2 7 号 平成 3 0 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 2 8 号 平成 3 0 年度 消防事業特別会計補正予算（第 1 号）

- | | |
|------------------|-------------|
| 13. 選挙の経過 | 該当なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員会委員の選任 | 該当なし |
| 16. 議会運営委員会委員の選任 | 該当なし |
| 17. 傍聴者 | 1 名 |

議 事

○議長（井尻 義教）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成 3 0 年第 2 回定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本定例会には、同意案件 1 件、条例の一部改正 1 件、補正予算 4 件を含めた 6 案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議を頂きまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い致しご挨拶と致します。

開会前に去る 4 月 1 日付で人事異動のあった執行部の自己紹介を自席からお願い致します。

最初に 山崎 章 隠岐病院医事課長。

○番外（山崎医事課長）

4月1日の人事異動で隠岐病院事務部医事課長を拝命致しました山崎でございます。

引き続き適正な病院運営に尽力して参りますのでどうぞよろしくお願い致します

○議長（井尻 義教）

続きまして 野津 信吾 事務局長

○番外（野津事務局長）

今春の人事異動で事務局長を拝命致しました野津信吾でございます。

広域行政推進のために努力して参りたいと思っております。これまで以上のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

以上で自己紹介を終わります。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成30年第2回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員は先ほど報告のとおり出席12名、欠席2名でございます。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告 14時 32分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、
7番・高松 照佳議員、8番・池田 賢治議員を指名いたします。

《会 期 の 決 定》

日程第2「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月21日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、5月21日、1日間と決定致しました。

《諸般の報告》

日程第3「諸般の報告」を致します。

去る5月15日に山形県議会より政務調査の申し入れがありこれを受諾致しま

した。

当議会からは議長、副議長、吉田議員、執行部8名が出席し対応致しました。

調査内容は「離島における総合診療の取組について」として、・患者の搬送体制、・診療科のない場合の診療体制、・経営状況について説明を致しました。

その他の事項については、お手元に配布を致しました別紙1 諸般の報告一覧を参照願います。

《 議案上程 》

日程第4「議案上程」の件を議題と致します。

同意第2号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題と致します。

同意第2号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意については、「高宮 克彦」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

「高宮 克彦」氏の退場を求めます。

(高宮 克彦氏の退場を確認)

只今、議題となりました同意第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手を確認)

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

平成30年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回定例議会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初夏のさわやかな風が木々の緑とたわむれる頃となりましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今春の島根県人事異動により、「高宮克彦」氏が隠岐支庁長にご就任なされました。

本日、副広域連合長選任同意をお願いすべく議案を上程させて頂いておりますが、隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「超高速船レインボージェット」について、平成29年4月から平成30年3月までの運航実績等をご報告申し上げます。予定運航数1,002便の内、欠航数124便、延べ乗客人数111,352人であり、就航率87.6%となりました。これは前年度の運航状況と比較し、欠航数15便増、延べ乗客人数10,200人増、就航率1.5%の減となっております。

これまで同様、「安全・安心」で高い就航率を維持し、島民の皆さま方の更なる利便性の向上、観光客の誘致をはじめとした交流人口の拡大が図られるよう努力して参る所存でございます。

次に「病院事業について」でございますが、医師、看護職員等医療従事者の慢性的な不足が引き続き課題となっており、4月初旬に医師等医療従事者招聘のため、島根大学医学部を始め、島根県・県立中央病院・こころの医療センター・鳥取大学医学部等々にご挨拶と医師派遣のお願いに出向き、特に精神科医療提供体制につきましては、関係機関へ引き続き、非常勤医師の支援のご協力をお願いしたところでございます。

医療従事者の問題につきましては、引き続き、全身全霊を打ち込む所存でございます。議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜り、隠岐諸島一丸となって問題解決を図って参りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお願いいたします。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」であります。室崎副広域連合長が、3月31日付をもって辞職されたことに伴い、新隠岐支庁長であります、「高宮 克彦」氏を隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

何とぞよろしくお願い致します。

○議長（井尻 義教）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

日程第5 これより「採決」を行います。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（「起立全員」）

「起立・全員」であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意いたしました。

「高宮 克彦」氏の入場を許します。

（「高宮 克彦」氏の入場、着席）

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

「高宮 克彦」氏に、就任の挨拶をお願い致します。

○番外（高宮副広域連合長）

ただいま隠岐広域連合の副広域連合長に選任を頂きました島根県隠岐支庁長の「高宮克彦」でございます。

私自身隠岐で仕事をするのは初めてで、4月から隠岐で暮らし始めてまだ一ヶ月とちょっとしか経っておりませんが隠岐のいろんなところに出かけたり、行事に参加させて頂く中で隠岐には自然は元より文化や風土、その他にも素晴らしいところがいっぱいあり強みもいっぱいあると感じております。一方で離島ならではの課題というものもたくさんあると感じております。

これから広域連合はもとより隠岐全体の発展のために、隠岐の人々が少しでも暮らして幸せであると思えるように頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

○議長（井尻 義教）

《 議 案 上 程 》

日程第6「議案上程」の件を議題と致します。

議第24号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてから議第28号「平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）」までの5案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました、5案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第24号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」から、議第28号「平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）」までの5件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書2ページをお願いいたします。

議第24号 「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

介護保険法施行令の改正に伴い、租税特別措置法に係る特別控除額の規定を準用する条項に改正があったため、関係条文について所要の改正を行うものであります。

施行日は、平成30年8月1日でございます。

次に、議案書の3ページから4ページをお願いいたします。

議第25号 「平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動等に伴い人件費を減額す

るものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,011万7千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,026万9千円とするものでございます。

次に、議案書の5ページから6ページをお願いいたします。

議第26号「平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動等に伴い人件費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入・歳出それぞれ139万9千円を増額し、歳入・歳出の総額をそれぞれ33億7,703万5千円とするものでございます。

次に、議案書の7ページをお願いいたします。

議第27号「平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、第1項の医業費用で、人事異動に伴い給与費を増額するものであります。

補正予算第3条は、人件費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を増額するものでございます。

次に、議案書の8ページから9ページをお願いいたします。

議第28号「平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動に伴う人件費、移転料増に伴う旅費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ331万5千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億6,896万1千円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

よろしくお願い致します。

○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

《質 疑》

日程第7 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙2 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員、執行部におかれましてはご協力をお願い致します。

それでは発言を許します。

6番 村上 三三郎議員

○6番 (村上 三三郎)

6番の村上三三郎でございます。一般質問を行いますのでよろしくお願い致します。

私は隠岐広域連合介護保険事業計画（第7期）の15頁の記載内容について質問致します。

私は、前回の議会でもこのことについて質問しましたが、更に次の諸点について質問致します。

「地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる」役割が重要であり、介護保険サービスだけではなく、地域の助け合いが促進される環境作りを進めていく。」とあります。

そして、そのための重要施策の8項目が示されています。その内容はいずれも重要であり、島民一人ひとりの尊厳を大切にする施策の充実を期待いたします。

今後、高齢化がさらに進み、加齢による心身の衰弱は避けられませんので、入院や施設への入所のニーズ増加傾向も避けられません。

しかし、病院や施設の定員は限定されますので、当然のことながら居宅サービスをどのように実施するかが課題となります。

在宅介護・看護にはいろいろな問題があります。1. 費用ができること、2. 家族がいることが前提になっており、低所得で独居の高齢者の在宅ケアは不可能であります。

その上で次の点について質問します。

- 1 平成30年3月末の隠岐4町村の人口は20,227人、所帯数10,225戸となっていますが、独居老人はかなりを占めると思います。
その実態はどうなっていますか。
- 2 在宅介護・看護のサービスを受けている人はどれだけいますか。前回は利用者数1,080人とのことでしたが、増減の傾向はどうなっていますか。
- 3 独居を余儀なくされている人はどれだけいますか。その人たちへのサービスの提供はどのようになっていますか。
- 4 サービスをしているケアマネージャーはどのように配置されていますか。
ニーズに対する充足度はどうなっていますか。
- 5 介護・看護の利用は申請主義となっています。経済的な理由でサービスを利用しない人の有無を調査されていますでしょうか。
- 6 介護離職や介護事業所の職員の低賃金（一般的な事業所の賃金より10万円余り低い）などに対して広域連合としてどのように対応しますか。
- 7 自助、互助、共助、公助と言われますが自助が最優先されています。つま

り自己責任を迫及するのが先で、公助（政府・自治体）の役割を後回しにされています。政府の社会保障制度の費用の削減が介護保険事業の運営を困難にしています。自治体の責任を果たしながら、政府に対して予算の増額を要請されるよう求めます。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の「地域包括ケアシステムの推進について」お答えいたします。議員ご指摘のとおり、今後増え続けると予測される医療・介護ニーズを支えていくためには、病院や入所施設だけでは困難であり、在宅看護・在宅介護の充実は不可欠と考えております。また、高齢の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるようにするためには、自助・互助・共助・公助をつなぎ合わせた「地域包括ケアシステムの推進」は益々重要となってまいります。

では最初に、

質問1の「隠岐4町村の所帯数に占める独居老人の実態について」と、

質問3の「独居を余儀なくされている人数とその方へのサービス提供について」は関連がございますので、一括してお答えいたします。

独居老人の人数につきましては、直近の平成27年度国勢調査の独居世帯数によりますと、1,640人で、全所帯数の約16パーセントとなっております。独居で在宅介護が必要な方は、訪問介護、訪問看護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所、福祉用具貸与等の複数のサービスを組み合わせて利用していただいております。

次に、質問2の「在宅介護・看護サービスを受けている人数と増減の傾向について」でございますが、本年の2月議会定例会において在宅介護を利用している被保険者数は隠岐4町村全体で1,080人と報告させていただきましたが、その後、やや減少傾向にあるものの、時期により増減があることから横ばい状況にあると考えております。第7期介護保険事業計画の認定者の推移におきましても、当面は横ばい若しくは微減し、平成37（2025）年に再び増加すると予測しているところでございます。

次に、質問4の「ケアマネジャーの配置について」でございますが、現在、海士町4名、西ノ島町5名、知夫村2名、隠岐の島町19名のケアマネジャーが配置されており、在宅介護を必要とする方のケアプランの作成やサービスの調整を行っております。ケアマネジャーのニーズに対する充足度については、ケアマネ連絡会や構成町村担当課長会議等による情報収集によりますと、余裕ある配置とは言い切れないものの、ケアマネジャーの配置不足による減算等は見られないことから、一定程度の充足は出来ていると判断しております。

次に、質問5の「経済的な理由でサービスを利用しない方の把握について」でございますが、調査については実施しておりませんが、経済的な理由で介護サービスの利用を諦めた方はおられないと認識しております。しかし、今後そのような方の相談等があった場合には、可能な限り、被保険者のこれまでの生活に支障がきたさないように、保険者である隠岐広域連合と各町村の地域包括支援センタ

一が連携して対応して参る所存でございます。

次に、質問6の「介護離職や介護事業所の職員の低賃金などに対する隠岐広域連合の対応について」でございますが、現在、国においては処遇改善加算等を設け介護事業所の職員の処遇向上について取組んでおり、今後更に充実した政策をとるとのことでございます。隠岐広域連合では、各町村福祉課長等に加え外部有識者を交えた「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」を設置し、人材確保や離職防止等の課題に対する改善策を検討しているところでございます。広域連合として賃金補助に関する対応は困難と考えておりますが、地元で各種研修が受講出来るような体制を整備することなどによって費用負担を少なくし、離職防止・人材確保対策を講じる予定としております。

最後に質問7の「政府に対する予算増額の要請について」でございますが、保険者それぞれで要請することではなく、島根県が主催する担当課長会議等を通じて、要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○6番（村上 三三郎）

再質問を行います。

5項目 経済的な理由でサービスを利用しない人について質問しました。

答弁は該当者がいないとの認識を示されました。

経済的な余裕がなく、国民健康保険料を滞納し、受診時に10割負担となる資格証明書を発行される事例が報道されています。

隠岐の島町では資格証明書は1件も発行されていないとのことです。

失職したなどの理由で国保税が払えず正規の保険証が取り上げられ、受診遅れで死亡に至ることがあるとのことでございます。

隠岐広域連合では、介護保険法66条、67条による保険料滞納者に係る支払いの制限は1件のみであるとのことです。事業実施の関係者各位のご労苦の結果だと評価致します。

厚生労働省の調査では国保税を滞納する世帯は全国で289万以上にのぼり、正規の保険証を受け取れないのは100万世帯を超えているとのことです。お金の有無が命の危険に直結する事態は「国民皆保険」を空洞化させ、憲法25条が補償する生存権を掘り崩すもので許されません。

広域連合の実績は評価致しますが、「島民一人一人の生活状態を調査・確認し、必要な措置を取る」ことを求めるものでございます。

それは、広域連合長の政治信条である「三つの良いこと」に繋がりますから施策の確実な実施を求めます。

最後に私は「老後破産」という本を買いました。今年の2月頃に発行された最新版です。NHKスペシャル取材班「老後破産 ―長寿という悪夢―」という本です。

年金が崩壊する、食費は1日100円、病院に行く金もない、カラスだけが話し相手、あなたも逃れられない過酷な現実、というショッキングな宣伝文句がありました。超高齢化社会を迎えた日本で急増する老後破産の現実が記載されていま

す。是非ご一読をおすすめしたいと思います。

○番外（池田広域連合長）

村上議員の再質問にお答え致します。

「島民一人一人の生活状態を調査・確認し必要な措置を講じる」ことについてお答え致します。

「一人一人の生活状態の調査及び確認について」でございますが、現在はまず相談窓口として各町村で実施している包括支援センターや各町村にある社会福祉協議会が対応しております。また各地区には民生委員さんが配置されており、各地区の方々の生活状況は一定程度把握をしておりますし、保健師活動において把握出来る仕組みとなっております。

介護保険事業においては、地域支援事業で設置が義務づけられている地域ケア会議があり、隠岐の島町でいえば7つの生活圈域毎、布施地区、五箇地区、都万地区、西郷地区、磯地区、中条地区、東郷地区の7地区に地域連絡会が設けられており、個別の事情にも対応してまいっているところでございます。

今後もこのような活動をとおして個別或いは地区の事情を把握し「住んでよかった」の実現に向け取組を進めてまいりますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

そしてご推奨がありました「老後破産」につきましては一読をさせて頂きたいと思っております。

○6番（村上 三三郎）

終わります。

○議長（井尻 義教）

村上議員の一般質問を終わります。

日程第8 これより「質疑」を行います。

議第24号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてから
議第28号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）までの、5
案件について質疑を行います。

最初に議第24号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料2 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。

条例改正の概要ですが、介護保険法施行令の改正に伴い、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点は、介護保険法施行令第38条に規定されていた「保険料率の算定に関する基準」のうち、租税特別措置法に係る特別控除額の規定が削除されました。同令第22条の2に規定されている「居宅介護サービス費等の額に係る

所得の額の算定方法等」の第2項に租税特別措置法に係る特別控除額の規定が追加されました。このため、特別控除額について介護保険法施行令22条の2第2項を準用するものに改めるものでございます。

2頁をご覧ください

隠岐広域連合介護保険条例第4条の6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改めるものでございます。

施行期日は平成30年8月1日からでございます。

解説を加えますと、これまで介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いております。この合計所得金額には、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されておりました。譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がある、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等土地等を譲渡した場合など、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、現行の合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることと致しました。

国が介護保険法施行令を平成30年4月1日施行日で第38条にその旨を記載致しました。そのため隠岐広域連合介護保険条例を本年の2月議会定例会で改正を致しました。その後本年3月末に国が再び介護保険法施行令を改正し、特別控除額の規定を施行令第22条の2第2項に平成30年8月1日施行日で規定致しました。そのため準用する条項に変更があったのでこの度の条例改正にいたしました。

租税特別措置法の長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除額を具体的に紹介しますと、収用交換等のために土地等を譲渡した場合最大5,000万円の控除、特定土地区画整備事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合に最大2,000万円の控除、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合最大1,500万円の控除、農地保有の合理化等のために土地等を売却した場合最大800万円の控除などがございます。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第24号について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第25号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 野津事務局長

○番外（野津事務局長）

資料2 議案に関する参考資料 3頁をお開き下さい。

最初に全会計の町村負担金の説明を致します。

3頁が5月補正後の構成団体負担金の一覧でございます。

4頁が当初予算分

5頁が補正後から当初予算を減じたもの。

特に消防事業については、3,315千円の補正額が増となっておりますが、町村毎に見ますと隠岐の島町が大幅に増え、他の3町村は減額となっております。

この理由は、消防事業については基準財政需要額を負担率のベースとして用いております。この基準財政需要額の確定時期が2月末となっておりますので、当年度の5月補正のタイミングでこの基準財政需要額を再算定致します。

H29年度の基準財政需要額については、隠岐の島町の消防基準財政需要額が1,000万円程度増となりました。島前の3町村はほぼ同額となり、このような状況となりました。

負担金については以上でございます。

それでは平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

資料1 予算に関する説明書 4頁をお開き下さい。

歳出（△10,117千円）

一般管理費については、今回総務課で3名の異動がありました。若い職員が異動になりましたので、人件費が減額となっております。

仁万の里管理費については、職員1名が早期退職をしました。当初予算の計上では間に合わず今回1名減となっております。理由については説明欄記載のとおりであります。

歳入（△10,117千円） 2～3頁

歳出により減額となっております。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第25号について質疑はございませんか。

○4番（中濱 堯介）

今説明がありましたように仁万の里で1年早い早期退職ということで減額していますが、辞めた方の後はどうなりますか。

○番外（野津事務局長）

広域連合から派遣の職員は1名減となっておりますが、博愛さんの職員は博愛さんが現在募集をかけております。

○議長（井尻 義教）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第26号 平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料1 予算に関する説明資料 14頁をお開き下さい。

歳出（1,399千円増額）

介護保険課は1名の人事異動がございました。一般管理費1,399千円の増額。

人件費の人事異動による増額及び共済費負担率の変更に伴う増であります。

歳入（1,390千円増額）

介護保険事業費負担金1,399千円増額、構成町村の負担内訳については説明欄のとおりです。

歳入・歳出ともに1,399千円の増額を致し、補正後の総額を3,377,035千円といたします。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第26号について質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第27号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 齋賀総務課長

○番外（齋賀総務課長）

資料1 予算に関する説明資料 31頁をお開き下さい。

他会計と同様に人事異動、採用、退職に伴います年齢構成の変更等により補正を行うものでございます。

給与費（△1,815千円）については、年齢構成が若くなっていますので減額でございます。

手当（3,721千円増）については、人事異動により住居手当、扶養手当が増額になっております。特に扶養手当については4月より見直しが行われており、子供の支給額が一人当たり月額2,000円増額となっております。

法定福利費（2,213千円増）については、経営実績によって見直される標準報

酬月額の見直しにより増額となっております。

以上の結果により医業費用の給与費で3,308千円の増額となっております。

隠岐病院会計におきましては費用のみの補正予算でございまして、収支等につきましては2月定例会で実績を踏まえて提出をさせて頂きたいと考えております。以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第28号について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第28号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 藤田消防次長

○番外（藤田消防次長）

資料1 予算に関する説明書 31頁をお開き下さい。

歳出（3,315千円増額）

人事異動に伴う増額が主なものです。

一般管理費

給料 7千円増・・・人事異動に伴う増

職員手当 1,927千円増・・・人事異動に伴う増

共済費 377千円増・・・人事異動に伴う増及び共済費負担率の変更に伴う増

旅費 1,046千円増・・・人事異動及び職員の旅費に関する条例（移転料）の改正に伴う増

負担金及び交付金△42千円・・・人事異動に伴う退職負担金の減

歳入（3,315千円）

消防事業負担金（3,315千円）・・・各町村の負担割合は説明欄のとおりです。

歳入・歳出それぞれ3,315千円の増額補正で総額668,961千円とするものです。以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第28号について質疑はございませんか。

○8番（池田 賢治）

先ほどの事務局長の説明で、今回の補正は平成29年度の基準財政需要額割で、3町村減額で隠岐の島町は増額となっておりますが、当初予算で上げた人件費は以前の基準財政需要額割りで計上していると思いますが、その精算については今回は入っていないのですがそれはどうされますか。

○番外（野津事務局長）

私の説明が言葉足らずでしたので説明致します。平成30年度の予算は平成29年度の基準財政需要額割を用いることになっております。平成29年度の基準財政需要額の確定が平成30年の2月末を目途に整理をいただいております。前年度の人件費は平成28年度の基準財政需要額で算定しておりますので精算の必要はありません。

平成30年度予算を本来であれば平成29年度の基準財政需要額で算定をしたいのですが、それが間に合わないのを暫定的に平成28年度基準財政需要額で予算を作らせて頂きました。今回の補正で精算ではなく本来の平成29年度の基準財政需要額に修正をしたということでございます。

○8番（池田 賢治）

内容はわかりますが、平成28年度の当初予算は、消防でいうと一般管理費以外にも町村負担金にかかる経費があると思いますが、それは平成28年度基準財政需要額割りで計算したもので、今回平成29年度分の基準財政需要額で他の町村負担に係るものを整理をしないとイケないのではないかという意見です。

○番外（野津事務局長）

大変失礼を致しました。

資料2 議案に関する参考資料の3頁が全体の町村負担金額となっており、消防会計の3頁の構成団体負担金は、議員がおっしゃられたように平成29年度が一番直近のもので計算し直したものでございますので、人件費のみではなく、すべての負担金を見直した表となっております。

4頁の当初予算は先ほど言いましたように、平成28年度の基準財政需要額で暫定的に算定をした負担金でございますので、この差引を5頁に出しておりますので、すべての負担金の見直しをかけているということです。

○議長（井尻 義教）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

《 討 論 》

日程第9. これより「討論」を行います。

議第24号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてから
議第28号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）までの5案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《 採 決 》

日程第9. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第24号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第24号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議第25号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)から、議第28号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)までの4案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第25号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)から議第28号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)までの4案件については原案のとおり可決されました。

《 委員会の閉会中の継続審査 》

日程第10. 「委員会の閉会中の継続審査について」を議題と致します。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙3 「申出一覧表」のとおりであります。

お諮り致します。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定致しました。

以上上程された議案の審議は終えましたが、今月 30 日をもって山内副広域連合長が任期満了により退任することとなりました。

この場を借りて退任のご挨拶を演壇において頂きたいと思います。

○番外（山内副広域連合長）

副広域連合長の海士町長の山内でございます。

議員の皆様にはお疲れのところ議長さんの計らいであえて時間を取っていただきました。

私も顧みますと平成 14 年 5 月 31 日に就任して以来、4 期 16 年にわたって町政を担わして頂きました。その間、広域連合の副連合長としてみなさんと共にいろいろ仕事をさせていただき、今日があると思っております。

任期が今月 30 日をもっていよいよ退任ということになりました。この隠岐広域連合の設立そのものですが、隠岐は一つだという前提の中で隠岐汽船の問題とか、色々住民の生活に関する様々な問題を取り上げ、一方では介護保険、隠岐病院、隠岐島前病院の問題、また消防事業等々、隠岐 4 島の住民にとっては本当に生活に密着する広域でなければ出来ない仕事をやって来られたわけです。予算規模からすれば毎年 100 億円近い決算をしていることになりましたけれど、私は本当に広域連合がますます、隠岐 4 島はいろいろ課題はありますけれど発展的な状況というものを、一島民として祈りながら、皆さんにお世話になりましたご厚意、ご支援に対して改めてお礼を申し上げたいと思います。

本当に長い間ありがとうございました。

○議長（井尻 義教）

山内副広域連合長の 4 期 16 年にわたるご尽力とご功勞に対しまして議会を代表致しまして心より惜別の意を申し上げます。ありがとうございました。

退任されましても、ご健康に十分留意され、益々のご活躍をご祈念致します。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、今、定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 15 時 37 分）

（「議長 番外」の挙手あり）

池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、山内副広域連合長に退任のご挨拶をいただきました。

山内海士町長には、この広域連合の副広域連合長という立場で、広域連合の各

種事業において様々なご指導・ご提言をいただきました。本当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

この後、夕刻より歓送迎の会を設けているとのことでございます。4期16年、首長を務められた出来事などに関して、話に花を咲かせていただきたいと思いません。

本日は、「副広域連合長の選任同意案件」をはじめ、条例改正案1件、補正予算案4件を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定をいただき誠にありがとうございました。

4月より隠岐広域連合も新たな執行体制となり、島民の皆さま方の「安全・安心の生活」確保や「地域振興」の充実に向け、職員と一丸となり、誠心誠意、努力しているところでございます。

井尻議長様はじめ、議員の皆さま方におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（井尻 義教）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議を頂き、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力を頂きましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

また山内副連合長におかれましては、今後とも健康に十分ご自愛いただき、ご活躍を祈念致します。

本日はこれをもって散会し、平成30年第2回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 15時 40分)

以上会議の次第は、議会事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成30年 月 日

隠岐広域連合議会議長

隠岐広域連合議会議員

隠岐広域連合議会議員
